

議案第 22 号

専決処分の承認を求めることについて

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 26 年 6 月 5 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

専 決 処 分 書

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

北本市長 石 津 賢 治

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例

(平成26年 3月31日)
(条 例 第 5 号)

北本市都市計画税条例（昭和46年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第14項中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の北本市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）附則第1条第14号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第14項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第40項」とあるのは、「若しくは第35項」とする。

参考資料

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1 略 (<u>法附則第15条第37項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 <u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>3～11 略 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>12・13 略</p> <p>14 <u>法附則第15条第1項、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p> <p>15 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 略 (<u>法附則第15条第34項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>3～11 略 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>12・13 略</p> <p>14 <u>法附則第15条第1項、第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p> <p>15 略</p>